

あたりまえに木のある暮らし推進事業実施要領

制定 令和5年6月12日付け5信木利第32号
一部改正 令和6年4月10日付け6信木利第3号

(趣旨)

第1 この要領は、あたりまえに木のある暮らし推進事業の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び木材関係事業補助金交付要綱（平成3年7月10日付け3林業第163号。以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2 あたりまえに木のある暮らし推進事業（以下「事業」という。）は、本県の豊富な森林資源を活かし、広く県民が利用する施設等での県産材利用及び木工体験活動を支援し、モデル性の高い木質空間の整備及び県産材の未来の利用者づくりを推進することにより、県民の県産材利用の意識醸成及び県産材の利用拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第3 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広く県民が利用する施設等

補助事業者が所有又は管理・運営する広く県民が利用する施設又は子どもの居場所で、展示波及効果が期待できる施設

(2) 子ども

おおむね18歳未満の者

(3) 子どもの居場所

不特定多数の者が利用可能な施設のうち、主として子どもの利用に供する部分又は保育園、幼稚園及び小学校等その他これに類する施設

(4) 県産材

県内の森林から生産された木材

(5) 信州木材認証製品

信州木材認証製品センターが定める信州木材製品認証基準に基づき、認証を受けた木材製品

(6) 木造

施設の建築工事であって、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の材料に全部又は一部に木材を使用したもの

(7) 木質化

施設の内外装（床、壁、天井等）工事であって、施設利用者等から見える適材適所に木材を使用したもの

(8) 調度品

日常生活において用いられる、机、椅子、ベンチ及び棚等の家具（小物類は除く。）

(9) おもちゃ

子ども向けの玩具及び遊具

(補助対象事業)

第4 補助対象とする事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 木造・木質化等

ア 木造・木質化（県内の施設の木造又は木質化を行うもののうち、展示波及効果が得られるものをいう。以下同じ。）

イ 木の調度品等設置（アで整備する空間に木の調度品又は木のおもちゃの設置を行うものをいう。以下同じ。）

(2) 木工体験の推進（県全域で行う子どもを対象とした木工工作コンクール及び木工教室の開催並びに木工指導者の派遣をいう。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付の対象としない。

(1) 国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業

(2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業

(3) 宗教的活動に関する事業

(4) 政治的活動に関する事業

(5) 公序良俗に反する事業

(補助事業者)

第5 補助事業者は、次に掲げる者とする。

(1) 木造・木質化等にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者

ア 県内の施設を所有又は管理・運営する者であること。

イ 事業を営んでいない個人でないこと。

ウ 国又は都道府県でないこと。

エ 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体でないこと。

オ 政治的な活動を目的とする団体でないこと。

カ 県税等に係る徴収金を滞納していないこと。

(2) 木工体験の推進にあつては、長野県木材青壮年団体連合会

(補助対象事業費及び補助金額)

第6 補助対象事業費は、別表に規定する事業内容を実施するための経費とする。ただし、団体の運営費及び人件費、食糧費並びにその他用途への使用が可能な汎用性のある物品の購入経費は除く。

2 補助率は、要綱に規定するとおりとし、補助金額の上限は、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定めるとおりとする。この場合において、木造・木質化等のうち、木の調度品等設置に係る補助金は、当該木造・木質化等の補助金額の15%を上限とする。

(1) 木造・木質化等

ア 木造・木質化等（補助事業者が市町村の場合にあつては、子どもの居場所に係るものに限る。）

2,000,000円

イ 木造・木質化等のうち、先駆的な木材利用等（不燃木材、接着重ね梁等）

5,000,000円

(2) 木工体験の推進

1,050,000円

(流用の禁止)

第7 第4第1項第1号及び第2号の事業の補助金については、それぞれ相互に流用してはならない。

(事業計画)

第8 補助事業者は、事業計画書(様式第1号)を作成し、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める書類を添付の上、別に定める期間内に事業を行う施設が所在する地域を管轄する地域振興局長(以下「局長」という。)に提出するものとする。ただし、木工体験の推進にあつては、林務部長(以下「部長」という。)に提出するものとする。

(1) 木造・木質化等

- ア 事業計画書(別紙1)
- イ 事業概要書
- ウ 確認書(別紙3)
- エ 工程表
- オ 整備しようとする補助対象施設等の設置箇所がわかる配置図・各階平面図
- カ 事業内容が確認できる図面、仕様書等
- キ 設計書・見積書その他事業費が確認できる書類
- ク 木材使用量算出表(計画)
- ケ 本工事に係る建築基準法に基づく確認済証又は工事内容確認証明書
- コ その他部長が特に必要と認める書類

(2) 木工体験の推進

- ア 事業計画書(別紙2)(事業費に委託費、原材料費、備品購入費を含む場合は、金額の根拠及び内容がわかる資料を添付するものとする。)
- イ 事業内容書
- ウ 確認書(別紙3)
- エ 補助事業者の定款又は規約
- オ 県産材を利用することが確認できる書類
- カ その他部長が特に必要と認める書類

2 局長は、前項の規定による事業計画書の提出があつたときは、規則、要綱及びこの要領の規定に基づき内容を審査し、内容が適当と認められるときは、部長に協議するものとする。

3 部長は、前項の規定により、事業計画の協議があり、内容が適当と認められるときは、局長に対し、同意するものとし、毎年度の予算措置の状況を勘案して、補助金額の内示をするものとする。

4 局長は、前項の規定による同意及び補助金額の内示があつたときは、補助事業者に対し、事業計画の承認を行い、補助金額の内示するものとする。

5 木工体験の推進にあつては、部長は、第1項の規定による事業計画書の提出があつたときは、規則、要綱及びこの要領の規定に基づき内容を審査し、内容が適当と認められるときは、補助事業者に対し、事業計画の承認をするものとし、毎年度の予算措置の状況を勘案して、補助金額の内示をするものとする。

(早期着手)

第9 第8第4項又は第5項の規定により事業計画の承認を受けた者は、部長又は局長から内示があった事業に関し、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。ただし、木工体験の推進にあつては部長が、木造・木質化等にあつては局長がやむを得ない事由があると認めた場合は、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

2 補助事業者は、早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（様式第2号）に工程表を添えて木工体験の推進にあつては部長に、木造・木質化等にあつては局長に提出する。

3 部長又は局長は、前項の規定による協議書の提出があつた場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、事業費及び補助金額等が補助金交付の決定のときに変更されることがあることを付して同意するものとする。

（交付申請）

第10 補助事業者は、部長又は局長から補助金の内示があつたときは、要綱第4第1項の規定により、補助金交付申請書（要綱様式第1号）を作成し、木工体験の推進にあつては部長に、木造・木質化等にあつては局長に提出するものとする。

2 部長又は局長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定をし、補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第11 要綱第3第2項に規定する補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、規則、要綱及びこの要領に従わなければならないこと。

(2) 事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付すことができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付すことが適当でない認められるときは、競争入札に付さないことができること。

(3) 補助事業により整備した場所及び取得した製品には「長野県森林づくり県民税」を活用した事業であることを表示するとともに、事業の情報発信を行うこと。

(4) 県産材のPRに向けた取組を実施すること。

(5) 工事の完了後、工事完了報告をするとともに、長野県産材CO₂固定量認証制度実施要領第3条に基づき認証の申請をすること。

(6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに支出に関する証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管するとともに、当該事業により財産を取得した場合は、その取得事業名、取得価格、処分制限期間、処分状況、補助金額取得時期その他財産管理に必要な事項を記載した台帳を備え、必要な関係書類を整理保管しておかなければならないこと。

(7) 処分制限期間内に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分した場合において、当該処分により収入があつたときは、その収入の全部を県に納付させることがあること。

(8) 部長又は局長の付した条件に違反した場合又は規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(9) 前号の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(変更)

第12 要綱第3第1項第1号に規定する重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金額の増額又は30%以上の減額（入札による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。）

(2) 木造・木質化等にあつては、事業の実施箇所の変更

(3) 木工体験の推進にあつては、活動の主要な内容の変更

2 補助事業者は要綱第3第1項第1号及び第3号に規定する変更等を行おうとするときは、要綱第5の規定により定められた各種申請書を木工体験の推進にあつては事業計画書（別紙2）及び事業内容書を添えて部長に、木造・木質化等にあつては第8第1項第1号に準じた書類を添えて局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の規定による変更の承認申請があったときは、規則、要綱及びこの要領の規定に基づき内容を審査し、内容が適当と認められるときは、部長に協議するものとする。ただし、要綱第3第1項第3号に規定する事項のうち完了期限の延長（年度内に完了するものに限り。）については、部長への協議は不要とし、局長が規則、要綱及びこの要領の規定に基づき内容を確認の上、適当と認められるときは、補助事業者に対し変更の承認を行い、その旨を部長に報告するものとする。

4 部長は、前項の規定による協議があったときは、該年度の予算措置状況に基づき補助金額を審査し、適当と認められるときは、局長に対し、同意し、及び必要に応じて補助金額の変更内示をするものとする。

5 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助事業者に対し変更の承認をし、及び必要に応じて補助金額の変更内示をするものとする。

6 木工体験の推進にあつては、部長は、第2項の規定による変更の申請があったときは、規則、要綱及びこの要領の規定に基づき内容を審査し、内容が適当と認められるときは、補助事業者に対し、変更を承認するものとし、毎年度の予算措置の状況を勘案して、補助金額の変更内示をするものとする。

7 前2項の規定による変更内示に伴う補助金の交付申請は、要綱第4第1項の規定により、補助金変更交付申請書（要綱様式第2号）を作成し、木工体験の推進にあつては部長に、木造・木質化等にあつては局長に提出するものとする。

8 第1項に規定する重要な変更以外の変更（以下「軽微な変更」という。）を行う場合は、補助事業者は、要綱第4第1項の規定により、補助金変更交付申請書（要綱様式第2号）を作成し、木工体験の推進にあつては部長に、木造・木質化等にあつては局長に提出するものとする。ただし、第15の規定による実績報告書の提出に当たって、軽微な変更のうち変更理由及び変更内容が確認できる場合は、補助金変更交付申請書の提出があったものとみなす。

9 局長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更交付決定をしたときは、その旨を部長に報告するものとする。

(入札差金)

第13 補助事業者は、事業に係る契約により入札差金が発生したときは、原則として入札差金に係る補助金相当額を返還しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する入札差金の額が確定したときは、当該入札金額に係る補助金相当額の変更の申請を行うものとし、この申請は、要綱第4第1項の規定により、補助金変更交付申請書（要綱様式第2号）を作成し、局長に提出するものとする。
- 3 局長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において変更交付決定をしたときは、その旨を部長に報告するものとする。

（状況報告等）

第14 部長又は局長は、事業の途中において、その進捗を確認するため、補助事業者に対し現地の調査及び資料の提出を求めることができる。

- 2 部長又は局長は、職員を指定して、前項に規定する進捗の確認をすることができる。

（実績報告）

第15 補助事業者は、事業が完了したときは、要綱第8第1項の規定により、実績報告書（要綱様式第1号）に次に掲げる書類を添付して木工体験の推進にあつては部長に、木造・木質化等にあつては局長に提出するものとする。

(1) 木造・木質化等

- ア 事業報告書（別紙4）
- イ 工事中の写真、完成写真及び設置写真
- ウ 補助事業の執行を証する書類
- エ 出荷証明書又は納品書
- オ 木材使用量算出表（実績）
- カ 信州木材製品出荷証明書の写し
- キ 第6第2項第1号のイにあつては、先駆的な木材利用等を証する書類
- ク 調度品等の設置がある場合は、県産材使用証明書
- ケ 軽微な変更で変更交付申請が行われない場合にあつては、軽微な変更の内容及び理由が確認できる書類
- コ その他部長又は局長が必要と認める書類

(2) 木工体験の推進

- ア 事業内容書（実績）（別紙5）
- イ 補助事業の執行を証する書類
- ウ 県産材を利用したことがわかる書類
- エ 活動の状況がわかる写真
- オ その他部長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、要綱第8第5項又は第6項の規定による補助金に係る消費税仕入控除税額の報告は、消費税仕入控除税額報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

（調査）

第16 部長又は局長は、補助事業者から次に掲げる書類の提出があったときは、速やかに調査を行うものとする。

- (1) 第15第1項に規定する実績報告書
- (2) 第18第1項に規定する補助金交付（概算払）請求書

2 前項の規定による調査は、次に掲げる事項について行い、調査調書（様式第4号）を作成するものとする。

- (1) 補助事業に関する事務手続の確認
- (2) 補助事業に関する補助金の収入及び支出に関する書類等の確認
- (3) 必要に応じて補助事業に関する現地の確認
- (4) その他第8第4項又は第5項の規定により承認された事項の確認

（補助金の額の確定）

第17 部長又は局長は、第16の規定による調査を実施した結果、相当と認められるときは、補助事業者に対し、補助金の額の確定をするものとする。

2 局長は、前項の規定による補助金の額の確定をしたときは、第15第1項の規定による実績報告書に同項第1号のア、イ、オ、カ、キ及びクの写しを付して、部長に報告するものとする。

（補助金の交付請求）

第18 補助事業者は、補助金の交付請求を行うときは、要綱第9に規定する補助金交付（概算払）請求書（要綱様式第7号）によるものとする。

2 補助事業者は、第10第2項の規定により交付決定を受けた補助金に関し、次に掲げる補助金額を上限として概算払を請求することができる。

- (1) 補助対象となる事業の出来高（以下「出来高」という。）が60%未満の場合にあっては、交付決定額の50%以内の額
- (2) 出来高が60%以上の場合にあっては、交付決定額の90%以内の額で補助対象となる施設に係る実質の出来高率を乗じた額を超えない額

3 部長又は局長は、前項の規定による概算払請求があったときは、速やかに第16の規定による調査を行い、出来形を確認した上で補助金の概算払をするものとする。

（財産処分）

第19 補助事業者は、木造・木質化等により取得し、又は効用を増大した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円未満の財産は除く。以下同じ。）を、工事完了の翌年度から起算して7年間（以下「処分制限期間」という。）内は、部長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用を増大した財産を処分制限期間内に更新しようとするとき及び補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、要綱第10第2項の規定により、財産処分承認申請書（要綱様式第8号）を部長又は局長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 局長は、木造・木質化等について前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、内容を調査し、やむを得ないものと認められるときは、部長に協議するものとする。

4 部長は、前項に規定する協議があったときは、内容を確認し、やむを得ないものと認められるときは、局長に対し、同意するものとする。

5 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助事業者に対し、第2項の規定に

よる承認を行うものとする。

- 6 部長は、木工体験の推進について第2項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、内容を確認し、やむを得ないものと認められるときは、承認を行うものとする。

(事故報告)

- 第20 補助事業者は、処分制限期間内に天災その他の事故により、補助事業により取得した補助対象施設等の財産に事故があったときは、局長に届け出るものとする。
- 2 局長は、前項の規定による届出を受けたときには、現地を調査した上で、部長に報告するものとする。
- 3 部長は、前項の報告内容が天災その他の事故の事実と相違ないと判断できる場合には、補助金の返還を不要とする。

(完了報告)

- 第21 補助事業者は、木造・木質化等の事業を実施した場合において、事業実施年度の翌年度末又は補助事業により取得した施設等の工事の完了日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに、工事完了報告書（様式第5号）及び長野県産材CO₂固定量認証制度実施要領第3条の規定による認証の申請書を、局長に提出するものとする。ただし、第15第1項の規定による実績報告に、工事完了の内容が確認できる書類が添付された場合は、工事完了報告書の提出があったものとみなす。
- 2 局長は、前項の規定による報告があったときは、部長に報告するものとする。

(表示)

- 第22 補助事業者は、事業により取得した施設及び調度品等の見やすい場所に長野県森林づくり県民税を活用していることを表示するものとする。

附 則

この要領は、令和5年度の事業から適用する。

この要領は、令和6年度の事業から適用する。

別表（第6関係）

事業	木造・木質化等		木工体験の推進
補助対象事業	木造・木質化	木の調度品等設置	木工体験の推進
事業内容	県内の施設の木造又は木質化を行うもののうち、展示波及効果が得られるもの	木造・木質化で整備する空間に木の調度品又は木のおもちゃの設置を行うもの	県全域で行う子どもを対象とした木工工作コンクール及び木工教室の開催並びに木工指導者の派遣
補助対象事業費	木造・木質化に係る県産材の材料代に要する経費	施設への木の調度品等の設置に係る経費	事業内容の実施に要する経費
補助対象施設	<p>広く県民が利用する施設又は子どもの居場所で、展示波及効果が期待できる施設</p> <p>施設例</p> <p>事務所(不特定多数が使用する会議室等)・テレワークオフィス等</p> <p>飲食店・コンビニエンスストア等の店舗・理美容室・商業施設・スーパー等(スタッフルーム・倉庫等は除く。)</p> <p>ホテル・旅館(スタッフルーム・倉庫等は除く。)</p> <p>保育園・幼稚園・学校(子どもが就学する学校以外の学校は、不特定多数の者が使用する会議室・教室等)</p> <p>図書館・病院・集会場・駅舎等の公共建築物(スタッフルーム・倉庫等は除く。)</p>		<p>(1) 「長野県森林づくり県民税」を活用した活動であることを、活動参加者へ周知するとともに、活動情報発信が行えること。</p> <p>(2) 補助対象活動の内容を公表することができること。</p> <p>(3) 営利を目的とした活動でないこと。</p>
補助要件	<p>(1) 木材使用量の全部又は一部に信州木材認証製品を使用することとし、一部に使用する場合には、80%以上に信州木材認証製品、県産材におけるJAS製品又は県産材における森林認証製品を使用すること。</p> <p>(2) 使用する信州木材認証製品は、新築又は改築の場合にあつては5㎡以上、増築又は改装の場合にあつては1㎡以上、木質化のみの場合にあつては0.3㎡以上とすること。</p>	<p>(1) 主として県産材を利用し、かつ、県内で製造及び販売されるものを設置すること。</p> <p>(2) 木の調度品等設置に係る上限の補助金額は、木造・木質化等の補助金額の15%を上限とするものであること。</p>	
	<p>(1) 補助対象施設は、次の全ての条件を満たしていること。</p> <p>ア 県内の施設であること。</p> <p>イ 専ら補助事業者の職員等のために使用する施設又は場所でないこと。ただし、子どもの居場所のうち、保育園、幼稚園及び小学校等については、この限りではない。</p> <p>ウ 宗教的活動を目的とする施設又は場所でないこと。</p> <p>(2) 施設の整備に当たり関係法令を遵守すること。</p> <p>(3) 一建築物につき、一事業者による申請は1区分とすること。</p> <p>(4) 他の補助事業を併用する場合、本事業による補助対象部分を明確に区分し申請すること。</p> <p>(5) 補助事業により整備した場所や、取得した製品には「長野県森林づくり県民税」を活用した事業であることを表示するとともに、事業の情報発信を行うこと。</p> <p>(6) 県産材のPRに向けた取組を実施すること。</p> <p>ア 補助事業者のホームページで長野県森林づくり県民税を活用したこと及び木造・木質化等の施設整備内容等を公表すること。</p> <p>イ 利用者に向けて県産材のPR活動を行うこと。</p> <p>ウ 補助事業者は今後の県産材の利用拡大施策に資するため、施設利用者へのアンケート調査を実施すること。</p> <p>エ 事業の内容を県ホームページ等で公表できること。</p> <p>オ 県の求めに応じて、県産材の普及啓発のための事例発表会等への参加に協力すること。</p> <p>(7) 県産材の利用拡大に併せて、地球温暖化の防止への普及啓発のため、長野県産材CO₂固定量認証制度実施要領第3条に基づき認証の申請をすること。</p>		